

回 答 書

令和 7 年度 浦添市子どもの居場所連絡会運營業務委託に係る公募型プロポーザルに係る質問について回答いたします。

1	項 目	1. 基本方針について
	質 問 内 容	1. 基本方針（１）及び（２）に関して、居場所連絡会等への参加は必須、または任意どちらになりますか。また、（５）について、各居場所が生活困窮者世帯の子どもの自立助長に繋がる支援ができるように、受託者が居場所へのアドバイスをを行うということでしょうか。
	回 答	居場所連絡会への参加は基本必須。ただし、居場所の運営状況等を踏まえ強制するものではない。 （５）については、生活困窮世帯の子どもの自立助長に繋がる支援となるアドバイスは行ってもよいが、各居場所の運営方針等に配慮すること。
②	項 目	2. 常勤職員の勤務について
	質 問 内 容	2. 常勤職員の勤務について、他事業との兼務あるいは副業への就業は当法人の就業規則に則って従事してもよろしいでしょうか。
	回 答	常勤職員 1 名配置を行って頂ければ、兼務、副業は従事可能。
③	項 目	3. 概算見積について
	質 問 内 容	3. 概算見積（３）①について、常勤職員の人件費は法人の賃金規程による算定でよろしいでしょうか。
	回 答	貴法人の賃金規程による算定で差支え無い。しかし、事業に係る人件費の経費については、労働条件、市場情勢等を踏まえ、適切な水準を設定すること。